

7 文科初第 2162 号
令和 8 年 2 月 20 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 殿
附属幼稚園を置く各国立大学法人担当課

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

幼稚園設置基準の一部を改正する省令の公布について（通知）

このたび、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 3 号）を制定し、本日公布いたしました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の趣旨

近年、幼稚園において特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、学級編制基準を引き下げるため、改正を行うものであること。

2. 改正の概要

学級編制の基準を、原則 35 人以下から原則 30 人以下に引き下げる。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日とし、令和 14 年 3 月 31 日までは従前によることができるとする経過措置を設ける。

3. その他

(1) 学級編制の引き下げに伴う影響への対応について

幼稚園設置基準における学級編制基準を引き下げた場合、一部の園においては学級数の増加などにより、園舎の増築・改修、新たな教員の採用などを行うことが想定されるところ、当該園が円滑に対応することができるよう、上記のとおり 6 年間の経過措置を設けるとともに、必要な施設整備や人材確保等について、参考資料に示す国の支援も活用いただきたいこと。

(2) 認定こども園の学級編制基準について

認定こども園における学級編制基準についても、今年度中に同様の改正を検討していること。

以上

【添付資料】

(別紙) 幼稚園設置基準の一部を改正する省令の条文（官報掲載版）

(参考資料) 幼稚園における学級編制基準の引き下げに伴い学級数の増加等のために必要な施設整備や人材確保等にかかる国の支援について

- ・ 私立幼稚園施設整備費補助金
- ・ 学校施設環境改善交付金
- ・ 私立高等学校等経常費助成費等補助
- ・ 公定価格

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
代表電話：03-5253-4111（内線：3136）

○文部科学省令第三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

文部科学大臣 松本 洋平

幼稚園設置基準の一部を改正する省令

幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(一学級の幼児数) 第三条 一学級の幼児数は、三十人以下を原則とする。
改正前	(一学級の幼児数) 第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

附 則

1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

2 この省令の際現に存する幼稚園における一学級の幼児数については、この省令による改正後の第三
三条の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度予算額（案）
4.4億円
（前年度予算額）
4.5億円



令和7年度補正予算額
20億円 ※

現状・課題・事業内容

○ 緊急の課題となっている国土強靱化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、こどもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

1	耐震補強	… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化
2a	防犯対策	… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置
2b	特別防犯対策	… 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備 (R5～：補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長)
3	新築・増築・改築	… 新築、増築、耐震改築、その他の危険建物の改築
4	アスベスト等対策	… 吹き付けアスベストの除去等
5	屋外教育環境整備	… アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備
6	エコ改修	… 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修
7	内部改修	… 預かり保育、学級編制基準見直し（1学級35人→30人） 園舎の整備（多様な学びのための間仕切り設置、空調整備等）
8	バリアフリー化	… スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備



対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（学校設置者）
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国1/3、事業者2/3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
------	---

対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費 等
------	-------------------

※耐震補強、特別防犯対策、増築・改築の一部、エコ改修及び内部改修の一部については令和7年度補正予算に計上

担当：初等中等教育局幼児教育課

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現



学校施設のZEB化

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設成課)

私立高等学校等経常費助成費等補助

令和8年度予算額（案） 1,006億円
（前年度予算額 1,003億円）



背景説明

私立高等学校等は、多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。

目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、私立高等学校等における多様な人材育成や特色ある教育を充実する。

事業内容

○私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、国が都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

●一般補助 837億円（833億円）

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- 物価上昇等への対応、私立学校における教育の高度化等に必要な**幼児児童生徒1人当たり単価の増額**
- 幼稚園教諭等の継続的な賃上げ及び**幼児教育の質の向上のための処遇改善**に対する支援を引き続き実施

●特別補助 136億円（137億円）

教育改革推進特別経費 <55億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ①**教育の質の向上を図る学校支援経費の充実（次世代を担う人材育成の促進、外国人入学生の実入校のための環境整備、ICT教育環境の整備、教育相談体制の整備、安全確保の推進、特別支援教育にかかる活動の充実、教員業務支援員の配置等）**<19億円>
- ②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進）<36億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <78億円>

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <2億円>

私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.5億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

●特定教育方法支援事業 34億円（33億円）

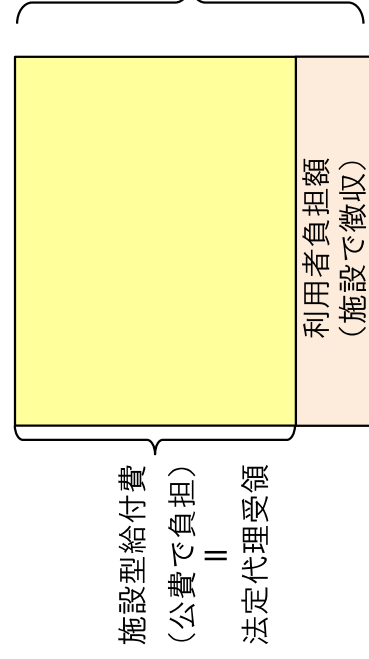
特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※子ども・子育て支援制度移行分を含む。
※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。
※（ ）は前年度予算額

公定価格（施設型給付）の概要

- 子ども・子育て支援新制度（H27.4～）では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通の給付である「施設型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障している。
- 施設型給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。
- 公定価格は、施設の種別や定員、所在する地域、子どもの認定区分（1号：3歳以上で保育の必要なし、2号：3歳以上で保育の必要あり、3号：0～2歳で保育の必要あり）、年齢に応じて、教育・保育に通常要する費用の額※を勘案して、子ども1人当たりの単価として、設定している。
※人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げ。
- 子ども一人当たりの単価は、共通して適用される「基本分単価」に加え、要件を満たした場合に適用される「加算」・「減算」の仕組みがある。

【イメージ】



〈幼稚園（1号）の例〉

※基本分については平成27年度、
加算については令和6年度から措置。

基本分
人件費：園長、教諭（3歳児 20:1、4・5歳 30:1）、事務職員等
管理費：旅費、職員研修費等
事業費：保育材料費等

加算
副園長・教頭配置加算、満3歳児対応加配加算（6:1）、3歳児配置改善加算（15:1）、4歳以上児配置改善加算（25:1）、給食実施加算、処遇改善等加算、外部監査費加算、小学校接続加算、第三者評価受審加算 等